

## 業種別の生産施設面積率見直しについて

① 以下の9業種について、生産施設面積率を65%へ緩和。

- 製材業、木製品製造業(一般製材業を除く。) (35%)
- 造作材・合板・建築用組立材料製造業(繊維板製造業を除く。) (35%)
- 非鉄金属鋳物製造業 (35%)
- 一般製材業 (40%)
- 農業用機械製造業(農業用器具製造業を除く。) (45%)
- 繊維機械製造業 (45%)
- 建設機械・鉱山機械製造業 (55%)
- 冷凍機・温湿調整装置製造業 (55%)
- 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの) (60%)

※( )内の数字は、現行の生産施設面積率

② 改正後の生産施設面積率一覧

業種の区分		生産施設 面積率(%)
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 石油精製業 コークス製造業 ボイラ・原動機製造業	30
第二種	伸鉄業	40
第三種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品 製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製 造業を除く。)	45
第四種	鋼管製造業 電気供給業	50
第五種	でんぶん製造業 冷間ロール成型形鋼製造業	55
第六種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製 造業(石油精製業によらないもの)及びコークス製造業を除く。) 高炉による製鉄業	60
第七種	その他の製造業 ガス供給業 熱供給業	65

③改正年月日      平成27年5月25日